

令和2年2月27日

保護者各位

犬山市立城東小学校長

水野 晴雅

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃は、本校の教育活動の推進に対しまして、ご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告される中、今後は、さらなる感染拡大を抑制することが重要な時期となっています。文部科学省から、日常の健康管理や発熱等の症状がみられる場合の対応について通達された内容をお知らせします。

お子様に発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。自宅で休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任を帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。その場合、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」となります。体調不良で欠席される場合は、学校に症状等をお伝えいただき、その後の対応をご相談ください。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする判断基準は下記の通りとします。

記

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）。ただし、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある、透析を受けている又は免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている児童生徒等は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合とする。
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 保健所が実施する新型コロナウイルスの感染を確認する検査の対象となった場合
- ④ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ⑤ その他、校長が新型コロナウイルスに感染している疑いがあると判断した場合

出席停止の場合には、外出しないようにして、お子様の健康状態の把握に努めていただきますようお願いいたします。

（裏面に続きます）

学校では教室の換気の徹底や手洗い、咳エチケットの呼びかけなど、感染予防に取り組んでいるところです。保護者の皆様におかれましても、感染拡大を抑えるために、以下の事項に注意していただき冷静な対応をお願いします。

〈新型コロナウイルス感染症の予防策について〉

インフルエンザと予防方法は同じです。各家庭で以下の対応をしてください。

- ・手洗いや咳エチケットを徹底する。

咳エチケットとは

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

- ・免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

〈外出について〉

感染拡大のおそれがありますので、不要不急な外出、とりわけ人混みへの外出は控えるようにしてください。屋内や乗り物など換気が不十分な場所へ出かける際は、マスクの着用を心がけてください。

〈新型コロナウイルスにかかったのではないかと心配される場合について〉

体温の測定や日常の健康状態の確認に心がけてください。子どもに発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養させてください。また、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合には、

帰国者・接触者相談センター（江南保健所 TEL：0587-55-1699）に相談して、指示を受けてください。

新型コロナウイルスにかかっているおそれがある場合には、出席停止の措置を講じることがありますので、学校までご連絡ください。

お住まいの地域の帰国者・接触者相談センターは、以下のホームページで確認できます。

○愛知県健康対策課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html#kikokusha>

〈新型コロナウイルス感染症の相談について〉

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は保健所等で受け付けています。

お住まいの地域の相談先は以下のホームページで確認できます。

○愛知県健康対策課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html#soudan>

犬山市立城東小学校

TEL 0568-61-2501

FAX 0568-63-0287